

平成十四年法律第一百六十一号
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法

目次

- 第一章 総則（第一条～第八条）
第二章 役員及び職員（第九条～第十七条）
第三章 業務等（第十八条～第二十五条）
第四章 雜則（第二十六条～第二十九条）
第五章 罰則（第三十条～第三十一条）
附則

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律において「宇宙科学」とは、宇宙物理学及び宇宙工学の学理及びその応用をいう。

第三条 この法律において「基盤的研究開発」とは、研究及び開発（以下「研究開発」という。）であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 科学技術に関する共通的な研究開発
二 科学技術に関する研究開発であつて、国試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの

三 科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの

四 この法律において「人工衛星等」とは、人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛翔する体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）及びその打上げ用ロケットをいう。（名称）

第五条 この法律及び通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構とする。（機構の目的）

第六条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術（宇宙に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開

發並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務並びに宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発に対する助成を、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第二条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのつたり、総合的かつ計画的に行うことともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

第七条 国立研究開発法人（以下「研究開発法人」とする。）

（研究開発法人）

則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

二 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（役員）

かを問わず、これと同等以上の職権又は支配力がある者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 機構の理事長及び副理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十号）第十四条」とする。

四 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十号）第十三条及び第十四条」とする。

五 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

六 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（役員及び職員の地位）

七 第二章 役員及び職員

八 第三章 業務等

九 第四章 業務の範囲等

十 第五章 業務の範囲等

十一 第六章 業務の範囲等

十二 第七章 業務の範囲等

十三 第八章 業務の範囲等

十四 第九章 業務の範囲等

十五 第十章 業務の範囲等

十六 第十一章 業務の範囲等

十七 第十二章 業務の範囲等

七 次に掲げる者として公募により選定した者に対し、当該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

八 宇宙科学技術に関する先端的な研究開発を行う民間事業者であつて、その成果を活用して宇宙空間を利用した事業を行おうとするもの

九 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

十 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。

十一 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

第十三条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

十二 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(株式等の取得及び保有)

第十八条の二 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の第五項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

(宇宙開発利用に関する基本的な計画)

第十九条 主務大臣は、通則法第三十五条の第四項に規定する中長期目標(次項及び次条において「中長期目標」とい、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。)を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本法第二十四条に規定する宇宙基本計画について、「中長期目標」とい、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務(同条第二号に掲げる業務(同条第二号に掲げる業務のうち航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに附帯する業務)と、中長期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならない。

第二十条 文部科学大臣は、中長期目標(宇宙科学に関する学術研究及びこれに関連する業務に係る部分に限る。)を定め、又は変更するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他の学術研究の特性への配慮をしなければならない。

第二十一条 機構は、次に掲げる業務(複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることをその他の手段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものに限る。)及びこれらに附帯する業務に要する費用に充てるための基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

一 第十八条第二号に掲げる業務(同号の基礎研究及び基盤的研究開発のうち宇宙空間を利用した民間の事業にその成果の活用が見込まれるもの)を公募により選定した者に委託して行うための業務に限る。)

二 第十八条第七号に掲げる業務

三 前項の基金(以下この条から第二十三条まで及び第三十一条第三号において「基金」という。)の運用によつて生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。

四 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

五 政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

(区分経理)

第二十二条 機構は、基金に係る業務の経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(国会への報告等)

第二十三条 機構は、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。

第四章 雜則

第二十四条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

第二十五条 機構は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十八条に規定する業務の財源に充てることができる。

二 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

三 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条 主務大臣は、次に掲げる場合には、機構に対し、必要な措置をとることを求めることがあると認めるとき。

一 宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるとき。

二 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

第二十七条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

(主務大臣等)

第二十八条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計のその他管理業務(次号に規定するものを除く。)に関する事項については、文部科学大臣

二 第六条及び第二十五条並びに通則法第三十八条、第四十四条、第四十六条の二(第四号から第八号までに規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。)、第四十六条の三(第四号から第八号までに規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。)及び第四十八条(第四号から第八号までに規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)に規定する管埋業務に関する事項については、文部科学

大臣及び総務大臣

三 第十八条に規定する業務(次号から第八号までに規定するものを除く。)に関する事項については、文部科学大臣

四 第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。)並びにこれらに関連する同条第五号及び第八号に掲げる

もの(次号から第七号までに規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣及び総務

大臣

五 第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの(宇宙科学に関する

学術研究のためのものを除く。)並びにこれらに附帯する業務を含む。)に関する事項について

一 関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力の推進若しくは国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるとき。

二 機構は、主務大臣から前項の規定による求められたときは、その求めに応じなければならない。

て、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者は、機構の成立の時に組立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

前項の規定により法人である労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第一項の規定により労働組合となつたものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第八条 機構の成立前に特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。以下この条において「特労法」という。）第十八条の規定に基づき研究所がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

（国有する権利義務の承継等）

第九条 機構の成立の際 第十八条第一項に規定する業務に関し、現に国有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

2 機構の成立の際、国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十七条の規定に基づき文部科学大臣から大学共同利用機関の長に交付され、その經理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、機構の成立の日において機構に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の經理に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（研究所及び事業団の解散等）

第十一条 研究所及び事業団は、機構の成立の時に組立の際現に研究所及び事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確實に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立

業務は、その時において機構が承継する。

2 機構の成立の際に研究所及び事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立

の時において機構が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 研究所及び事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、それぞれ研究所及び事業団の解散の日前に終わるものとする。

5 平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る研究所及び事業団の決算並びに研究所の通則法第三十八条に規定する財務諸表、附属明細書及び事業報告書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、事業団の当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6 研究所の平成十五年四月一日に始まる事業年度における業務の実績について、機構が評価を行うものとする。この場合において、事業団

の当該決算の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

7 研究所の平成十五年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、機構が従前の例により行うものとする。

8 研究所の積立金の処分は、研究所の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、機構が従前の例により行うものとする。

9 事業団の解散については、旧事業団法第三十項」とする。

八条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

（研究所及び事業団の出資等）

第十一条 附則第九条第一項の規定により機構が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2 機構の成立の際に研究所及び事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立

の時において機構が承継する。

3 前項の規定により機構が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（前条第八項の規定により読み替えられた旧研究所法第十五条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとする。

4 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継する事業団に属する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額（当該差し引いた額が事業団の資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額）に、事業団に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に出资されたものとする。

5 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する事業団に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出资があつたものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとする。

6 第一条に規定する財産の価額及び前三項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

8 事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受け取るべき機構の出資証券の上に存在する。

（政令への委任）

第十九条 附則第一条から第十四条まで、第十七条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人航空宇宙技術研究所法及び宇宙開発事業団法の廃止）

第十六条 次の法律は、廃止する。

一 独立行政法人航空宇宙技術研究所法

二 宇宙開発事業団法

（独立行政法人航空宇宙技術研究所法及び宇宙開発事業団法の廃止に伴う経過措置）

第十七条 前条の規定の施行前に旧研究所法又は旧事業団法（第十二条及び第二十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は通則法中の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 附則第十六条の規定の施行前にした行為並びに附則第十条第五項、第七項及び第八項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

（政令への委任）

第十九条 附則第一条から第十四条まで、第十七条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に

伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人航空宇宙技術研究所法及び宇宙開発事業団法の廃止）

第二十条 前条第四項の規定により政府以外の者

が機構に出资したものとされた金額について

は、当該政府以外の者は、機構に対し、その成

立の日から起算して一月を経過する日までの間

に限り、当該持分の払戻しを請求することがで

きる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたとき

は、第八条第一項の規定にかかるわらず、当該持

分に係る出資額に相当する金額により払戻しを

しなければならない。この場合において、機構

は、その払戻しをした金額により資本金を減少

するものとする。

3 前項の出資による権利は、一般会計に帰属す

るものとする。

4 前項の出資による権利は、一般会計に帰属す

るものとする。

5 前項の出資による権利は、一般会計に帰属す

るものとする。

6 前項の出資による権利は、一般会計に帰属す

るものとする。

7 前項の出資による権利は、一般会計に帰属す

るものとする。

8 前項の出資による権利は、一般会計に帰属す

るものとする。

9 前項の出資による権利は、一般会計に帰属す

るものとする。

10 第一項の規定により研究所及び事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（機構への出資）

第一項の規定により機構が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

（機構への出資）

（政令の委任）
第六条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八二号）抄
（施行期日）
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年一二月六日法律第八二二号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行す
る。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。